

平成 28 年経済センサス 活動調査 企業ヒアリングの実施状況について  
(中間報告)

### 1 目的

平成 28 年経済センサス 活動調査の実施に向け、製造業の企業について、前回調査の統計委員会答申における「今後の課題」として掲げられている「企業の内部取引額」把握の可能性を検証する。また、「産業関連統計の体系的整備等に関するワーキンググループ」における「売上高等の集計に関する消費税の取扱い」及び「労働者区分等の変更」について、企業の状況を把握することにより、次回調査の調査事項の設定に当たっての検討に資する。

### 2 対象

平成 24 年経済センサス 活動調査及び平成 26 年経済センサス 基礎調査で回答済みの企業の中から、指定の産業<sup>i</sup>別の売上高上位、かつ税抜きで売上高等を記入している企業を抽出。ただし、以下を除いた企業を選定。

- ・経済センサス 活動調査 試験調査の対象企業
- ・サービス産業動向調査、工業統計調査等で実施しているヒアリング対象企業

### 3 聴取事項

企業の内部取引額について【製造業】  
消費税の取扱いについて【全産業】  
事業別売上（収入）金額について【サービス関連産業 B<sup>ii</sup>】  
従業者（「常用雇用者」の内訳）について【全産業】

### 4 実施方法

総務省及び経済産業省の職員が、架電により調査対象企業にヒアリングを打診し、ヒアリングを受諾した企業については、職員が訪問して聴取。  
ヒアリングが困難であってアンケート形式による回答を受諾した企業については、聴取事項をメール等により送付。

### 5 実施状況（12月15日時点）

架電：249 企業、うち訪問：80 企業、アンケート送付：78 企業

- <sup>i</sup> (1) 卸売業 (2) 小売業 (3) 製造業 (4) 電気、ガス、熱供給、水道事業  
(5) 通信、放送、映像・音声・文字情報制作事業 (6) 運輸 (7) 金融、保険  
(8) 情報サービス、インターネット付随サービス事業 (9) 不動産事業  
(10) 物品賃貸事業 (11) 学術研究、専門・技術サービス事業 (12) 宿泊事業  
(13) 飲食サービス (14) 生活関連サービス、娯楽事業 (15) 社会教育、学習支援事業

- <sup>ii</sup> サービス関連産業 B のうち、企業ヒアリング対象の産業  
「学術研究、専門・技術サービス事業」、「生活関連サービス、娯楽事業」、「社会教育・学習支援事業」

## 1 企業の内部取引額について【製造業】

問1 - 1 事業所（工場）毎に独立会計管理を行っていますか。

行っている

行っていない

問1 - 2 事業所（工場）毎に「企業内取引」で生じた売上高を、統計調査で回答することは可能ですか。

可能である

不可能である （その理由を具体的に御回答ください）  
御回答後、問1 - 6へ

問1 - 3 事業所（工場）毎の「企業内取引」による売上（収入）金額は、どのような計算方法に基づいていますか。近いものを御回答ください。

市価換算ベース

原価ベース

その他 （具体的に御回答ください）

問1 - 4 「企業内取引」について、貴企業（本社）で一括して事業所（工場）毎に回答することは可能ですか。

可能である

不可能である （その理由を具体的に御回答ください）

問 1 - 5 売上（収入）金額について、事業所（工場）毎に、次のような調査事項のうち「同一企業内取引」について回答することは可能ですか。

収入を得た相手先	個人 (一般消費者)	他の企業・団体		海外取引	同一企業内 取引	～ の合計		
		民間	公務(官公庁)					
収入額割合 (%)						1	0	0

可能である

不可能である  (その理由を具体的に御回答ください)

( 「 1 」 の質問は終わりです。 )

問 1 - 6 統計調査で回答することが不可能な場合に、同一企業の他事業所（工場）への引き渡し価格については、仮に他の企業へ売った場合はいくらになるか、市価に換算するなどして計算する方法により、貴企業の「企業内取引」による売上（収入）金額を回答することに問題がありますか。

問題はない

問題がある (その理由を具体的に御回答ください)

( 続きまして、「 2 消費税の取扱いについて」にお進みください。 )

## 2 消費税の取扱いについて【全ての産業】

問2 - 1 「消費税の取扱い」について、帳簿上では税抜き、税込みどちらを採用していますか。

【150】 税抜き [問2 - 2](#) へ

【8】 税込み 「2」の質問は終わりです。

問2 - 2 経済センサス 活動調査では、経理事項に関する調査事項（売上（収入）金額、費用総額及び費用項目など）を、原則税込みで回答することとしています。税込みで、経済センサス 活動調査の経理事項に関する調査事項を回答することは可能ですか。

【50】 可能である [問2 - 5](#) へ

【100】 不可能である [問2 - 3](#) へ

問2 - 3 帳簿上、消費税は「仮受消費税」と「仮払消費税」として処理していますか。

【99】 処理している [問2 - 4](#) へ

【1】 処理していない （帳簿上、どのように消費税を管理しているか御回答ください）

「処理していない」と回答された企業は、[問2 - 5](#) へ

問2 - 4 経済センサス 活動調査で経理事項を税込みで回答できない場合、「仮受消費税」と「仮払消費税」を経済センサス 活動調査の調査事項となっている項目に配分することにより回答することは可能ですか。

【24】 可能である [問2 - 5](#) へ

【75】 不可能である （その理由を具体的に御回答ください）

- ・ 年間仕訳数が数十万件あることや税率が5%と8%が混在しており、簡易的に計算することも困難。
  - ・ 課税、非課税、不課税が混在しており、全てを整理した上で配分していくことは実務上現実的では無い。
  - ・ 事業所の数が多数あるため、配分による計算が煩雑になり、負荷が大きい。

など

「不可能である」と回答された企業は、「2」の質問は終わりです。

問2 - 5 経済センサス 活動調査の経理事項に関する調査事項を消費税込みにするため、事務負担はどの程度ですか、どのような作業を行うのでしょうか。

作業に、日 若しくは、時間 程度要する

作業の主な内容  (具体的に御回答ください)

( 続きまして、「3 事業別売上(収入)金額」にお進みください。 )

### 3 事業別売上（収入）金額について【サービス関連産業B】

問3 - 1 以下の調査票イメージ《図1》の調査事項を回答するに当たって、該当する「事業別内訳」が分からなかった場合、次のどちらで「事業別内訳」の例示を参照するほうが良いか、御回答ください。

【4】 調査票の記入の補助として配布する別冊子（『調査票の記入のしかた』）を参照する方が良い

【20】 調査票の裏面《図2》を参照する方が良い

調査票イメージ(図1)

7 事業別売上（収入）金額	事業別内訳	売上（収入）金額						又は割合（％）
		百億	十億	億	千万	百万	十万	
<p>記入に当たっては、「調査票の記入のしかた」 ページを参照してください。</p> <p>6欄「売上（収入）金額」に記入した売上（収入）金額の内訳を記入してください。（万円未満四捨五入）</p> <p>金額で記入できない場合は、6欄「売上（収入）金額」に占める割合を記入してください。（小数点以下四捨五入）</p> <p>自己建設による不動産取引収入は「（オ）建設事業の収入」になります。</p> <p>倉庫業での収入は「（オ）運輸、郵便事業の収入」になります。なお、駐輪場やコインロッカー等一時的に物品を預かる事業の収入は「（カ）生活関連サービス、娯楽事業の収入」になります。</p> <p>土地、建物、駐車場の賃貸収入は「（カ）不動産事業の収入」になります。ただし、映画館、スポーツ施設の賃貸収入は「（カ）生活関連サービス、娯楽事業の収入」に、展示会、集会場等の施設の賃貸収入は「（カ）上記以外のサービス事業の収入」に、公民館等の社会教育施設の利用収入は「（カ）社会教育、学習支援事業の収入」になります。</p> <p>店内での飲食、顧客の注文により調理した飲食料品の販売は「（カ）飲食サービス事業の収入」になります。調理済みの飲食料品の販売は「（エ）小売の商品販売額」になります。</p> <p>「（カ）上記以外のサービス事業の収入」には、廃棄物処理、自動車整備、機械等修理、労働者派遣、建物サービス、警備業などが該当します。</p>	(ア) 農業、林業、漁業の収入							金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。
	(イ) 鉱物、採石、砂利採取事業の収入							
	(ウ) 製造品の出荷額・加工賃収入額							
	(エ) 商業	卸売の商品販売額 （代理・仲立手数料を含む）						
		小売の商品販売額						
	(オ) 建設業、サービス関連産業A	建設事業の収入 （完成工事高）						
		電気、ガス、熱供給、水道事業の収入						
		通信、放送、映像・音声・文字情報制作事業の収入						
		運輸、郵便事業の収入						
		金融、保険事業の収入						
		政治・経済・文化団体、宗教団体の活動収入						
	(カ) サービス関連産業B	情報サービス、インターネット附随サービス事業の収入						
		不動産事業の収入						
		物品賃貸事業の収入						
		学術研究、専門・技術サービス事業の収入						
		宿泊事業の収入						
		飲食サービス事業の収入						
		生活関連サービス、娯楽事業の収入						
		社会教育、学習支援事業の収入						
		上記以外のサービス事業の収入						
(キ) 学校教育事業の収入								
(ク) 医療、福祉事業の収入								
	合 計	6欄の売上（収入）金額						100

## 調査票裏面イメージ(図2)

<b>(ウ) 製造品の売上金額</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 製造した製品の他の企業への出荷額</li> <li>○ 他の企業に原材料を支給し製造させた委託生産品の出荷額</li> <li>○ 他の企業から原材料の支給を受け加工した収入(加工費収入)</li> <li>○ 船舶修理、鉄道車両の修理又は改造(自家用を除く)、航空機及び航空機用原動機のオーバーホールに関する収入(製造する設備・能力を有する場合)</li> <li>○ 金属工作機械又は金属加工機械を据え付け、多種多様な機械及び部分品の製造加工と修理を行っている場合の収入</li> <li>× 機械等の修理工事(製造品に含まれない場合) → 「(オ) ③建設事業の収入」</li> <li>× 仕入商品を加工せず他の企業に販売した場合の販売額 → 「(エ) ①卸売の商品販売額」</li> <li>× 仕入商品を加工せず一般消費者に直接販売した場合の販売額 → 「(エ) ②小売の商品販売額」</li> <li>× 製造した商品(菓子、パン、建具、畳など)をその場で又は自ら配達して直接一般消費者に販売した場合の販売額 → 「(エ) ②小売の商品販売額」</li> </ul>	
<b>(エ) 商業</b>	
<b>① 卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 他の者から購入した(仕入れた)商品を、その性質や形状を変えないで小売業者、他の卸売業者や他産業の事業所に販売した場合の販売額</li> <li>○ 他の事業所のために、卸売業の商品売買の代理行為や仲立として卸売業の商品売買のあっせんを行った場合に、その取引の代理、仲立行為から得た手数料</li> </ul>	
<b>② 小売の商品販売額</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 仕入れた商品を主として家庭消費者に販売した場合の販売額</li> <li>○ 菓子、パン、建具、畳などを製造し、主として個人または家庭用消費のためにその場で直接販売する場合</li> <li>× 修理工料 → 「(カ) ③上記以外のサービス事業の収入」</li> <li>× 再販業者やホテル、工場、建設業者など産業用使用者への販売額 → 「(エ) ①卸売の商品販売額」</li> <li>× 自ら製造したものをインターネット等を用いた店舗によらない販売額 → 「(ウ) 製造品の売上金額」</li> </ul>	
<b>(カ) サービス関連産業目</b>	
<b>①情報サービス、インターネット関連サービス事業の収入</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ソフトウェア事業(受注ソフトウェア開発、パッケージソフトウェア開発など)</li> <li>○ 情報処理サービス(データエントリー、受託計算サービス、システム等管理運営受託など)</li> <li>○ 各種調査(市場調査、世論調査など)</li> <li>○ 情報提供サービス(不動産情報、気象情報など)</li> <li>○ ポータルサイト・サーバ運営業(インターネット・ショッピングサイト運営業を含む)</li> <li>○ ウェブコンテンツ配信(映像、音楽、ゲームソフト配信など)</li> <li>○ インターネット利用サポート業(電子認証、課金・決済代行、セキュリティサービスなど)</li> <li>× ゲーム用ディスク、情報記録物の製造 → 「(ウ) 製造品の売上金額」</li> <li>× インターネット広告業 → 「(カ) ④学術研究、専門・技術サービス事業の収入」</li> </ul>	

<b>②不動産事業の収入</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 不動産売買(自己建設によるものを除く)</li> <li>○ 不動産賃貸・管理(土地、貸事務所、貸倉庫、貸金庫等、貸家、駐車場など)</li> <li>○ 不動産売買・賃貸の仲介業務</li> <li>× 不動産鑑定事業 → 「(カ) ④学術研究、専門・技術サービス事業の収入」</li> <li>× 映画館、劇場、スポーツ施設などの賃貸 → 「(カ) ③生活関連サービス、娯楽事業の収入」</li> <li>× 公民館など社会教育施設の賃貸 → 「(カ) ④社会教育、学習支援事業の収入」</li> <li>× 集会所の賃貸 → 「(カ) ③上記以外のサービス事業の収入」</li> <li>× 下宿業 → 「(カ) ③宿泊事業の収入」</li> <li>× 倉庫業 → 「(オ) ⑤運輸、郵便事業の収入」</li> <li>× ビルメンテナンス業 → 「(カ) ③上記以外のサービス事業の収入」</li> </ul>	
<b>③物品賃貸事業の収入</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ リース、レンタル事業(産業用機械器具、事務用機械、自動車、紙楽用品、映画・演劇用品、音楽・映像記録物、貸衣装など)</li> <li>× 映画配給事業 → 「(オ) ⑤通信放送映像音声文字情報制作事業の収入」</li> <li>× リネンサプライ事業(シーツ、ベッドカバーなど) → 「(カ) ③生活関連サービス、娯楽事業の収入」</li> </ul>	
<b>④学術研究、専門・技術サービス事業の収入</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 研究、製品開発事業</li> <li>○ 法律、会計、税務、通訳・翻訳、不動産鑑定などの専門サービス</li> <li>○ アザイン、機械設計業</li> <li>○ 著述家、芸術家(作家、シナリオライター、評論家、美術家、作曲家など)</li> <li>○ 広告事業(広告主のために広告する事業及び広告代理業と総合的な広告サービスの提供)</li> <li>○ 獣医業、建築設計、測量、商品検査、計量証明、写真業などの技術サービス事業</li> <li>○ 経営コンサルタント事業</li> <li>○ 持株会社による子会社の管理運営(子会社からの配当金、グループ経営指導料など)</li> <li>○ プラントエンジニアリング、プラントメンテナンス(製造品の出荷に附帯する保守・点検の代金(保守・点検費が製造品と分離できる場合))</li> <li>× 広告制作業(印刷物) → 「(オ) ⑤通信放送映像音声文字情報制作事業の収入」</li> <li>× 広告主以外の事業者からの依頼で行うサンプル配布、ポスティング業 → 「(カ) ③上記以外のサービス事業の収入」</li> <li>× 写真現像事業 → 「(カ) ③生活関連サービス、娯楽事業の収入」</li> </ul>	
<b>⑤宿泊事業の収入</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 旅館、ホテル、簡易宿泊所、下宿所、保養所、学生寮、キャンプ場の宿泊サービス</li> <li>※ 宿泊料金は飲食代が含まれている場合は、まとめて宿泊事業の収入とします。</li> <li>○ リゾートクラブ事業</li> <li>× 社会福祉施設が行う宿泊事業 → 「(ク) 医療、福祉事業の収入」</li> <li>× 貸家業、貸間業 → 「(カ) ②不動産事業の収入」</li> </ul>	
<b>⑥飲食サービス事業の収入</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ レストラン、食堂、喫茶店、ラーメン店などの飲食サービス</li> <li>○ 注文に応じて調理した料理品の販売(持ち帰りし、持ち帰り弁当、ハンバーガーなど)</li> <li>○ 配達飲食サービス(宅配ピザ、仕出し料理、給食センターなど)</li> <li>× あらかじめ調理した「料理品」の販売 → 「(エ) ②小売の商品販売額」</li> </ul>	
<b>⑦生活関連サービス、娯楽事業の収入</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 洗濯・美容・浴場事業(リネンサプライ、エステティック、コインランドリーなどを含む)</li> <li>○ 旅行業、物品預り業、冠婚葬祭業、写真現像業、運転代行業など</li> <li>○ 衣服修理業(個人持ちの材料の縫製)</li> <li>○ 食品加工業(個人持ちの材料の加工)</li> <li>○ 映画館、興行事業、競馬・競輪・競艇・オートレース事業</li> <li>○ 公園、遊園地事業、スポーツ施設提供事業(入園料、使用料など)</li> <li>○ ビリヤード場、パチンコホール、ゲームセンター、カラオケボックス事業など</li> <li>× 各種学校、専修学校に該当する理容学校、美容学校 → 「(キ) 学校教育事業の収入」</li> <li>× スポーツ・職業教育 → 「(カ) ④社会教育、学習支援事業の収入」</li> </ul>	
<b>⑧社会教育、学習支援事業の収入</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会教育事業(公民館、図書館、博物館、動物園、社会通信教育など)、職業教育事業</li> <li>○ 学習塾、教養・技能教授業(音楽、書道、生花・茶道、外国語会話、スポーツ・健康教授、料理教室、カルチャー教室など)</li> <li>× 専修学校、各種学校 → 「(キ) 学校教育事業の収入」</li> <li>× テーマパーク、スポーツ施設提供事業(陸上競技場、体育館、フィットネスクラブなど)</li> <li>→ 「(カ) ③生活関連サービス、娯楽事業の収入」</li> </ul>	
<b>⑨上記以外のサービス事業の収入</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 廃棄物処理事業(ごみ収集運搬、ごみ処分、浄化槽保守点検など)</li> <li>○ 自動車整備事業</li> <li>○ 機械等修理事業(機械修理、電気機械修理、家具、家具・時計・履物修理など)</li> <li>○ 職業紹介・労働派遣事業</li> <li>○ 建物サービス事業、警備事業</li> <li>○ 事業所サービス事業(コールセンター、ディスプレイ業、ホスティング、サンプル配布、送迎・複写、集金事業など)</li> <li>○ 集会場</li> <li>× プラントメンテナンス → 「(カ) ④学術研究、専門・技術サービス事業の収入」</li> </ul>	

問3 - 2

「事業別内訳」の例示は、以下の内容である場合、

- ・「経営コンサルタント」、「広告業」の事業で得た収入は、  
「 学術研究、専門・技術サービス事業の収入」
  
- ・「旅行業」、「公園・遊園地」、「遊戯場（パチンコホール、ゲームセンターなど）」、「クリーニング」及び「写真プリント」の事業で得た収入は、  
「 生活関連サービス、娯楽事業の収入」
  
- ・「教育・生活サービス」、「学習塾」の事業で得た収入は、  
「 社会教育、学習支援事業の収入」

となりますが、例示から容易に見つけられましたか。

【17】 見つけられた

【7】 見つけられなかった

( 続きまして、「4 従業者（「常用雇用者」の内訳）について」にお進みください。 )

#### 4 従業者（「常用雇用者」の内訳）について【全ての産業】

「常用雇用者」の内訳について、「正社員・正職員などと呼ばれている人」から「期間を定めずに、かつ、フルタイムで雇用している人」への変更を検討しています。次の表（ア）、（イ）をご覧の上、貴企業の事業所について、以下の質問に御回答ください。

表（ア）：従来型の内訳

区分	常用雇用者 (期間を定めずに、若しくは1か月以上の期間を定めて雇用している人)	
	正社員・正職員などと呼ばれている人	左記以外の人 (パート・アルバイトなど)
男	*人	*人
女	*人	*人

表（イ）：新たな内訳案

区分	常用雇用者 (期間を定めずに、若しくは1か月以上の期間を定めて雇用している人)	
	期間を定めずに、かつ、フルタイムで雇用している人	左記以外の人
男	*人	*人
女	*人	*人

問4 - 1 表（イ）の新たな内訳案「期間を定めずに、かつ、フルタイムで雇用している人」で用いる「フルタイム」の定義は以下のとおりですが、この定義に則した人数を貴企業の事業所では、雇用者から特定して回答できますか。

**フルタイム：事業所毎に定められている通常の「1週間の所定労働時間」を言います。**

【20】 回答できない

【12】 フルタイムという概念がないから

【8】 その他

その理由を具体的に御回答ください

【138】 回答できる

事業所において、「表（ア）：正社員・正職員などと呼ばれている人」と、「表（イ）：期間を定めずに、かつ、フルタイムで雇用している人」に違いはありますか。

【90】 違いはない

【48】 違いがある

どのような違いがあるか具体的に御回答ください

- ・ 正社員の中に、契約型（1年更新）の職種がある。
- ・ 正社員の中に、定年後のシニアスタッフなど有期雇用の者がいる。
- ・ 正社員の中に、短時間勤務者がいる。
- ・ パート・アルバイトの一部はフルタイムで働いている。

問4 - 2 従来型の内訳「正社員・正職員などと呼ばれている人」と、新たな内訳案「期間を定めずに、かつ、フルタイムで雇用している人」とでは、どちらの方が回答しやすいですか。

【133】 従来型の内訳「正社員・正職員などと呼ばれている人」が回答しやすい

【25】 新たな内訳案「期間を定めずに、かつ、フルタイムで雇用している人」が回答しやすい

問4 - 3 上記の（問4 - 2）で回答いただいた内容について、その理由を御回答ください。

従来型の内訳「正社員・正職員などと呼ばれている人」が回答しやすい

【87】 雇用者をこの区分で管理しているため

【20】 雇用者をこの区分で管理はしていないが、既存情報からの再集計がしやすいため

【26】 その他  （その理由を具体的に御回答ください）

- ・ 定義が変わると単純に負担増。
- ・ 新しい内訳案では、定義が明確であるが故に、フルタイムに該当するか否かを、事例に応じ正しく区分しなければならず、「正社員・正職員」という呼称による判断の方が簡単である。

など

新たな内訳案「期間を定めずに、かつ、フルタイムで雇用している人」が回答しやすい

【7】 雇用者をこの区分で管理しているため

【14】 雇用者をこの区分で管理はしていないが、既存情報からの再集計がしやすいため

【4】 その他  （その理由を具体的に御回答ください）

- ・ 対象者の定義が明確なため。
- ・ 正社員という区分で管理しておらず、新たな内訳案の方が分かりやすい。

など

御協力ありがとうございました。